

武庫川女子大学・武庫川女子大学短期大学部リポジトリ運用指針

平成 21 年 10 月 16 日 制定

令和 2 年 10 月 10 日 改訂

(目的)

1. この指針は、武庫川女子大学及び武庫川女子大学短期大学部（以下「本学」という）において武庫川女子大学・武庫川女子大学短期大学部リポジトリ（以下「本リポジトリ」という）の運用を開始することに関連して当面の運用指針を定めることを目的とする。

(基本理念)

2. 本リポジトリは、本学の構成員が作成した電子的形態の教育・研究成果及び本学が所蔵する学術情報コンテンツ（以下「コンテンツ」という）を収集・保存し、無償で公開することにより、本学の教育・学習活動の支援と研究活動の推進を図るとともに、広く社会への貢献を目指すものである。

(管理及び運用)

3. 本リポジトリの管理及び運用は、武庫川女子大学附属図書館（以下「附属図書館」という）が行う。

(コンテンツ提供者)

4. 本リポジトリにコンテンツを提供できる者（以下「提供者」という）は次のとおりとする。
 - (1) 本学に教職員、大学院生、学生として在籍する者、またはかつて在籍したもの
 - (2) その他附属図書館長が特に認めた者

(対象コンテンツ)

5. 本リポジトリに搭載するコンテンツは、提供者による次のコンテンツ（提供者が作成に関与したものを含む）及び本学所蔵の貴重書及び準貴重書とする。
 - (1) 学術論文
 - (2) 博士・修士学位論文
 - (3) 科学研究費補助金研究成果報告書
 - (4) 特定事業報告書
 - (5) シラバス・教材
 - (6) 学生の活動成果
 - (7) その他ネットワークを通じて配信可能な教育・研究成果

(コンテンツ提供手続き)

6. 提供者は所定の公開許諾手続きに従い、コンテンツを附属図書館に提出する。なお、コンテンツの提供は無償とする。

(コンテンツの保存と公開)

7. 提供されたコンテンツは次の方法で保存し公開するものとし、提供者はこれを許諾する。
 - (1) コンテンツの複製または媒体変換
 - (2) 本リポジトリを構築するサーバへの格納

(著作権の帰属)

8. 本リポジトリ搭載後のコンテンツの著作権は、公開後も原著作権者に帰属する。著作権法の規定範囲を超えてコンテンツを利用する場合、原著作権者の許諾を得なければならない。

(著作権の処理)

9. 本リポジトリ搭載に係る著作権処理は原則として附属図書館が行うが、著作権が提供者を含む複数の者・団体等に帰属している場合には、あらかじめ提供者が著作権の帰属する者全員の同意を得ることを前提とする。

(コンテンツの削除)

10. 附属図書館は、下記に定める事由が認められる場合に、コンテンツを削除することができる。
 - (1) 提供者が削除の申請を行ったとき
 - (2) 著作権を侵害するものと判断されたとき
 - (3) 附属図書館長が不適切と判断したとき

(免責事項)

11. 附属図書館はコンテンツの公開によって発生した損害について一切責任を負わない。

(その他)

12. この運用指針に記載されていない運用事項については、附属図書館及び提供者が別途協議するものとする。